

認可外保育施設教育費給付対象施設の選定に関する業務
会計年度任用職員採用選考実施要項

令和 8 年 10 月 19 日
大阪市保育・幼児教育センター

本市では、大阪市保育・幼児教育センターで勤務していただく、認可外保育施設教育費給付対象施設の選定に関する審査等の業務を担う職員として、認可外保育施設教育費給付会計年度任用職員採用選考を次のとおり実施します。

1 募集内容等

- ・職務内容 大阪市保育・幼児教育センターにおいて、認可外保育施設教育費給付対象施設の選定のための調査、選定後における教育の質の維持のための巡回及び更新評価等に関する業務及びこれに付随する事務等
- ・採用予定人数 若干名（令和 9 年 4 月 1 日採用予定）
- ・登録期間 名簿登載日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- ・採用期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間で本市が必要とする期間
※人事評価などを用いた能力実証を前提として再度任用される場合があります。
（2 回まで最長 3 年）
- ・勤務場所 大阪市保育・幼児教育センター（所在地：大阪市旭区高殿 6 丁目 14 番 6 号）

2 応募資格

以下の全ての要件を満たすこと

- （1） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育士資格または教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園教諭免許を有する者
- （2） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項で定義される教育・保育施設での勤務経験を 10 年以上有すること
- （3） 園長・施設長または主幹教諭・主任保育士等の指導的な役割の経験を有する者
- （4） パソコン（Word、Excel 等）の基本操作が行える者
- （5） 地方公務員法第 16 条各号に該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件（令和 9 年 4 月 1 日見込）

- （1）勤務日数
1 日 7 時間 30 分の勤務で週 4 日の勤務日とする。月曜日から金曜日のうち、1 日を公休日とし

て設定する。公休日は勤務開始後に決定する。

(2) 勤務時間

午前 9 時～午後 5 時 15 分の 7 時間 30 分を基本とする。

(3) 休憩時間

45 分間

(4) 休日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

- ・年次休暇は採用時に 12 日分を付与
- ・特別休暇

【有給】夏季休暇 3 日、忌引休暇、結婚休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇等。

【無給】妊娠障害休暇、生理休暇。

※その他、育児休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 報酬等

報酬額（月額） 176,436 円～222,372 円

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1 年目は年間 3.64375 月（6 月は計 1.31875 月分、12 月年間計 2.325 月分の年 2 回）、2 年目以降は年間 4.65 月分（6 月は 2.325 月分、12 月は 2.325 月分の年 2 回）支給されます。

※上記以外に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）を支給します。

※上記の金額は令和 8 年 4 月 1 日時点のものです。給与改定等により採用時には変更される場合があります。

(7) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、労災（通勤災害含む）の適用あり。

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

4 試験日時・場所

(1) 試験日時（面接）

令和 8 年 12 月 13 日（日）

※集合時間等の詳細については、後日送付する受験票にてご確認ください。

(2) 場所

大阪市保育・幼児教育センター（所在地：大阪市旭区高殿 6 丁目 14 番 6 号）

詳細は末尾の「試験会場案内図」参照し、来場には公共交通機関をご利用ください。

5 選考方法（試験の方法等）

（1）論文試験

次の主題について、ご自身の考えを別添「論文試験答案用紙」にまとめ、申込の際に提出してください。

主題：下記の2点について、あなたの考えを1,200字以内で述べなさい。

- ① 大阪市では、すべての児童が家庭の経済状況にかかわらず、「質の高い幼児教育」を受けることができることを目的として認可外保育施設教育費給付を実施していますが、「質の高い幼児教育」とは、どのようなものが望ましいか、あなたの考えを述べなさい。
- ② ①で述べた望ましい「質の高い幼児教育」を実践していくために認可外保育施設はどういったことを意識して日々の保育を行っていくのがよいのか、あなたの考えを述べなさい。

（2）面接試験

20分程度

（3）合格者の決定方法

論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者としします。ただし、論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

（4）試験の結果については、令和8年12月末頃までに本人あて合否通知を発送します。

※お電話ではお知らせできません。

6 申込方法

（1）受付期間

令和8年10月27日（火）午前9時～令和8年11月27日（金）午後5時30分まで【締切日必着】

（2）提出書類

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1枚

※3か月以内に撮影した写真を必ず貼付してください。

※電話番号は昼間に連絡がとれる番号を記入してください。

イ 論文試験答案用紙 1枚（別添「論文試験答案用紙」を使用してください。）

ウ 申し立て書 1枚（別添「申し立て書」を使用してください。）

※氏名欄は手書きで記入してください。

エ 応募資格（保育士証または幼稚園教諭免許状の資格）が確認できる書類（コピー） 1枚

オ 返信用封筒（受験票送付用及び結果通知送付用） 2枚

※宛て先を明記し、110円切手を貼付してください。

※返信用封筒は定型封筒（長形3号）を使用してください。

※受験票は令和8年12月4日（金）頃までに発送する予定です。

※受験票が令和8年12月9日（水）までに到着しない場合は、大阪市保育・幼児教育センターまで連絡してください。

上記のア～オの書類を、次の（3）提出先まで必ず簡易書留等にて送付してください。（提出書類の持ち込みは受け付けません）。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、上記ウの氏名欄を除き、全ての提出書類について記載方法は手書きかパソコン入力かを問いません。

（3）提出先

【宛て先】〒535-0031 大阪市旭区高殿6丁目14番6号

【宛て名】大阪市保育・幼児教育センター

※「大阪市認可外保育施設教育費給付会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きで明記してください。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、「採用候補者名簿」に成績順で登録され、その登録順に基づき任用します。採用決定（登録）するにあたり、当該名簿登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

※当該名簿の登録期間は、名簿登録から令和10年3月31日までとなりますが、名簿に登録されても採用されない場合があります。

- (2) 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消すことがあります。

8 備考

- (1) 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (3) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (4) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- (5) 本採用は令和9年度予算の発効をもって有効とします。

<採用にあたって>

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

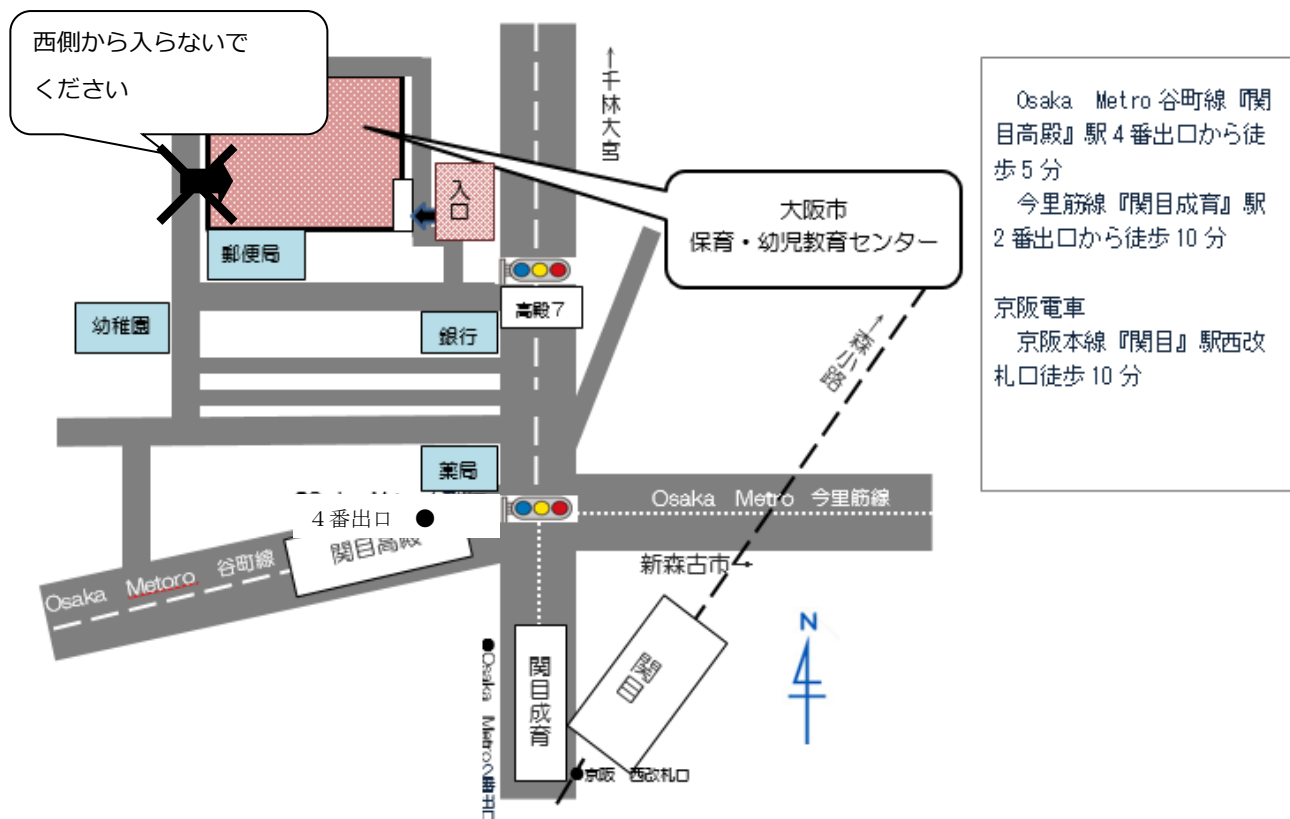
◆ この試験についてのお問い合わせは

大阪市保育・幼児教育センター（電話：06-6952-0173）

〒535-0031 大阪市旭区高殿6丁目14番6号

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時30分）

〔試験会場案内図〕



〔参考 建物入口〕

